

第4-(6)号様式

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表  
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課 税 期 間		氏名又は名称				
項 目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C		
課 税 売 上 額 ( 税 抵 き )	①	円	円	円 ※付表2-1の①X欄へ		
免 税 売 上 額	②					
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額	③					
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 ( ① + ② + ③ )	④			(付表2-1の④X欄の金額)		
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 ( ④ の 金 額 )	⑤					
非 課 税 売 上 額	⑥					
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 ( ⑤ + ⑥ )	⑦			(付表2-1の⑦X欄の金額)		
課 税 売 上 割 合 ( ④ / ⑦ )	⑧			(付表2-1の⑧X欄の割合) 〔 % 〕 ※端数 切り捨て		
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 ( 税 込み )	⑨			※付表2-1の⑨X欄へ		
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑩	(⑨A欄×3/103)	(⑨B欄×4/105)	(⑨C欄×6.3/108) ※付表2-1の⑩X欄へ		
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額	⑪	※⑩及び⑪欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※付表2-1の⑪X欄へ		
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑫			(⑪C欄×6.3/100) ※付表2-1の⑫X欄へ		
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑬			※付表2-1の⑬X欄へ		
納 税 義 務 の 免 除 を 受 け な い ( 受 け る ) こ と と な つ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 ( 加 算 又 は 減 算 ) 額	⑭			※付表2-1の⑭X欄へ		
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 ( ⑩ + ⑫ + ⑬ ± ⑭ )	⑮			※付表2-1の⑮X欄へ		
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 ( ⑯ の 金 額 )	⑯					
課 5 課 95 税 億 税 壳 未 壳 上 満 上超 高 又 合 場 が は が 控 除 調 税 額整 差 引 貸 倒 回 收 に 係 る 消 費 税 額	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰				
	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の	⑯				
	個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 [ ⑯ + ( ⑯ × ④ / ⑦ ) ]	⑯				
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 ( ⑯ × ④ / ⑦ )	⑯				
	課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 ( 加 算 又 は 減 算 ) 額	⑯				
	調 整 対 象 固 定 資 産 を 課 税 業 務 用 ( 非 課 税 業 務 用 ) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 ( 加 算 又 は 減 算 ) 額	⑯				
	居 住 用 貸 貸 建 物 を 課 税 貸 貸 用 に 供 し た ( 譲 渡 し た ) 場 合 の 加 算 額	⑯				
	控 除 対 象 仕 入 税 額 [ ( ⑯ 、 ⑯ 又 は ⑯ の 金 額 ) ± ⑯ ± ⑯ + ⑯ ] が プ ラ ス の 時	⑯	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の⑯X欄へ
	控 除 過 大 調 整 税 額 [ ( ⑯ 、 ⑯ 又 は ⑯ の 金 額 ) ± ⑯ ± ⑯ + ⑯ ] が マイナス の 時	⑯	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の⑯X欄へ
	貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	⑯	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の⑯X欄へ

注意 1 金額の計算においては、1月末満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該取表を作成してから付表2-1を作成する。

3 ④、⑦及び⑧のX欄には、付表2-1のD欄を計算した後に記載する。

4 ⑨及び⑩欄には、仕引き、割戻し、割引など仕入・販売の返還等の金額がある場合(仕入・販売の返還等の金額を仕入・販売金額から直接控除している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。(R2.4.1以後終了課税期間用)

【No.53】課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。